平成２０年（フ）第３０９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原525番地ロ
破産者　佐藤　洋子（開始決定時の姓甲斐）
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３４号
相模原市緑区相原５丁目７番12号　フローレンス相原101
破産者　三井　恭子
1　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
2　一般調査期日　平成23年７月14日午後４時50分
平成23年５月30日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４号
神戸市西区二ツ屋２丁目２番１―105号、旧住所神戸市北区京地４丁目５番地の５
破産者　藤原　和美
1　破産債権の届出期間　平成23年８月２日まで
2　一般調査期日　平成23年８月23日午前10時50分
平成23年５月31日
神戸地方裁判所明石支部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第９０３９号
大阪府八尾市東山本新町１―12―20、開始決定時の住所大阪市生野区林寺２丁目８番９号
破産者　大島鐵工所こと　大島　福男
1　期日　平成23年７月19日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０５号
愛知県岡崎市北野町字畔北73番地
破産者　有限会社堀田木工製作所
1　期日　平成23年９月５日午後３時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月31日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第１８号
石川県羽咋市中央町キ、５番地
破産者　株式会社干場工務店
異議申述期間　平成23年７月22日まで
平成23年５月31日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３号
石川県七尾市中島町中島ヌ部７番地２
破産者　有限会社ヤマダ建設工業
異議申述期間　平成23年７月22日まで
平成23年５月31日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第８８号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇671―３　時松アパート103
破産者　本田　史郎
異議申述期間　平成23年８月１日まで
平成23年５月31日　大分地方裁判所日田支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０３３号
東京都港区新橋２丁目９番16号
清算株式会社　株式会社ＳＫＫ
代表清算人　松村　正哲
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２号
山梨県南巨摩郡身延町門野202番地
清算株式会社　大城開発株式会社
代表清算人　網野　重光
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
甲府地方裁判所

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０２４号
東京都千代田区三崎町２丁目22番18号
清算株式会社　新武蔵カントリークラブ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２３年（再）第４３号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯556番地
再生債務者　株式会社吉花亭
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区八重洲２―８―７　福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　田口　和幸
平成23年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第４２号
千葉県茂原市高師770番地
再生債務者　田中　豊彦
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年７月６日から平成23年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１３号
東京都練馬区南田中３丁目28番21号
再生債務者　株式会社マジョルカ・コム
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月13日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年７月５日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月29日
平成23年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第２０６号
茨城県守谷市百合ケ丘１丁目2354番ノ100
再生債務者　株式会社明送
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年５月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２７８号
福島県会津若松市鶴賀町３番25号
再生債務者　石川　和彦
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年５月27日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１１４号
千葉県浦安市東野２丁目５番52号　サン・ヒガシノ209
再生債務者　野村　徹男
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月１日から平成23年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第７８号
埼玉県上尾市大字川152番地３
再生債務者　柏木　邦子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月４日から平成23年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部